國重徹議員、吉田はるみ議員、本村伸子議員の質問に対し、山井和則が一部答弁 (質疑のながれ上、答弁前後も 掲載)

○國重委員 公明党の國重徹です。

いわゆる旧統一教会問題、金銭的トラブルを抱えながらも心理的なものなど様々な原因から被害救済を求められずにいらっしゃる方が数多くいる、こういった御指摘を重く捉えまして、私ども与党、なかんずくプロジェクトチームは、民事事件手続を通じた権利実現を促進するために必要な法整備、これとともに被害者に寄り添った社会的支援を一層強化していくことで、声を上げられない方々に寄り添い、一人でも多くの被害者の迅速かつ円滑な救済に向けて全力を尽くす覚悟で、この問題の解決に取り組んでまいりました。

一方で、民事事件手続は当事者間の紛争を司法的に解決する場でありまして、そこには法と証拠のルールがあります。このルールを踏まえない制度や運用は、一方当事者に著しい不利益を与えかねません。制度の要件が不明確なままこれを避けようとしますと、裁判実務は機能不全に陥って、結局のところ、被害者の迅速かつ円滑な救済を実現することはできません。

また、ルール化するにしても、財産散逸の懸念という立法事実に対して、管理人を置いて包括管理が可能な規制を置くことは、宗教法人に対する過度の干渉を認めかねないことになるのではないかといった懸念、危惧も指摘をされております。

こういった観点で、立憲、維新案の提出者にお伺いをいたします。

まず、提出者は、全国弁連の方たちなどから旧統一教会による被害額などについて具体的にヒアリングをされていると思いますが、立憲、維新案が成立すると、旧統一教会問題では現状でどのような財産保全が可能と考えているのか、まずこの点についてお伺いをいたします。

○阿部(司)議員 國重委員にお答え申し上げます。

十月十三日に旧統一教会に対して解散命令請求が行われましたが、この解散命令請求を受けて、財産の散逸や 隠匿のおそれがあることから、今後、被害者の救済に万全を期すためには、このような行為を防止することが何 よりも肝腎であると考えております。

本法案は、被害者の救済に万全を期すために、必要な範囲での財産の保全を可能とするため、弁護士法人の例に倣い、必要に応じて会社法を準用しつつ、所轄庁等の請求等の下、極めて厳格な要件を満たした場合に、当該宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分、そして、その他の必要な保全処分を命ずることができることといたしております。

- ○國重委員 ちょっと私の質問に答えていないわけですね。現状でどのような財産保全が可能かと聞いています、 もう一度。
- ○阿部(司)議員 繰り返し申し上げますけれども、まず、被害者の救済に万全を期すために財産の散逸、隠匿を防がなければならない、そして、本法案では、しっかり弁護士法人の例に倣いつつ、必要に応じて会社法を準用しつつ、所轄庁等の請求の下、極めて厳格な要件を満たした場合に、当宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分、そして、その他の必要な保全処分を命ずることができるとしております。
- ○國重委員 私、そのような質問をしていないんですね。今、全国弁連の先生方からいろんな事情を聞いて、それを基に、現状で、立憲、維新案に基づいて現状どのようなことが可能と考えているんですかと聞いたんですが、全く質問と問いがずれていますので、分からないんだったら分からないと答えていただいたら結構なんですけれども、ちょっともう時間の関係で質問の問いの立て方を変えます。

次、当てはめではなくて規範をお伺いいたします。

立憲、維新案は、対象宗教法人に対して包括的な財産保全も可能にするものですが、三条の一号、二号の要件を 満たすのは前提として、具体的にどのような場合に包括的な財産保全が必要と認められるのかということで、ち ょっと問いの立て方を変えて、今、当てはめ、現状どこまでかと言えないのであれば、その包括的な財産保全が具体的にどのような場合であれば必要と認められるのか、この規範について答弁を求めます。

○西村(智)議員 お答えいたします。

本法案第三条では、宗教法人の解散を命ずる裁判の請求があった場合等において、当該宗教法人等による不当な寄附の勧誘等によって生じた損害の賠償に係る訴訟、示談の交渉及び国の行政機関等に対する相談に係る状況等の事情に照らし、相当多数の個人において多額の損害が生じていると見込まれること、当該宗教法人の財産の構成や当該財産の第三者への移転に係る状況等に照らし、当該財産の隠匿又は散逸のおそれがあることのいずれにも該当すると認める相当な理由があるときは、裁判所は財産の保全処分を命ずることができるとしております。

すなわち、本法案は、旧統一教会の悪質な行為による被害の深刻さに鑑み、被害者による個別の民事手続による対応がなくても、一定の厳格な要件の下で保全処分を認めるものであります。

したがって、裁判所が保全処分の判断をする際に、損害賠償請求権の行使が可能であることが明確な被害のみが、多額の損害が生じている事情として考慮されるというわけではありません。

○國重委員 今の答弁も、何か次の質問の答えも交えて答弁されたような気がして、ちょっと質問と答弁がずれているような気がします。

私は、財産保全処分一般ではなくて、その上限、マックスの包括的な財産処分が認められる場合というのはどのような場合ですかというふうに聞いたわけであります。

現行法でも、民事保全制度はあるんです。でも、それでは足りないということで、包括的な財産保全を可能にする法案を作って、今提出者として答弁に立たれているというふうに理解をしています。

では、その上限となる包括的な財産保全が認められるのはどのような場合なんですか。条文は分かっているんです、三条一号、二号を満たすことは前提にと先ほど聞きましたので。その当てはめではなくて、規範を聞いている。

こういった基本的なことを整理せずに、迅速な被害救済のためといって、二年の時限立法を作ったのか。法案の提出者が具体的なことが分からなければ、申立てをする人はどうやって的確、迅速に申立てをするのかということになります。

では、また次の質問に行きます。

先ほどお答えになられた部分がこの質問に当たるかもしれませんけれども、立憲、維新案では、保全処分を判断するに当たって、何のアクションも起こしていない、将来、権利行使できるか否か不明のものまで潜在的被害として考慮に入れるべきと考えているのかどうか、これについてお伺いします。先ほどの答弁と少しかぶるかもしれません。

○西村(智)議員 潜在的な被害も含まれるのかという御質問だと受け止めております。

潜在的な被害も考慮対象として含まれ得るということであります。

どのような被害が含まれることとなるかについては、当該事案の内容に応じて、裁判所が適切に判断すること になります。

以上です。

○國重委員 裁判所が適切に判断するということでありました。

会社法上の解散命令には、その要件のうち、法務大臣の警告を要するものがあったり、申立人に担保を立てる ことが求められることがあり得る規定がありますが、宗教法人法にはそのような規定はありません。

この前提で、宗教法人に対して包括的な保全処分を命ずることができる制度を導入することは、三条一号、二号の要件があったとしても、より厳しい制度になるという側面もあることなどから、信教の自由などとの関係で問題、懸念があるとの指摘があります。

こういった中で、裁判所で合憲性が争われることになれば、迅速な保全処分を命じることができない、かえって保全処分に時間がかかって、導入した制度の目的を達し得ないと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○西村(智)議員 信教の自由との関係が問題になるとの御指摘は当たらないと考えております。(國重委員「そ

れは今回の質問から飛ばして。今」と呼ぶ)よろしいんですか。

繰り返しになるかもしれませんけれども、本法案では、御指摘のとおり会社法の規定を準用しておりますが、 これは、通常の会社並びの規制を導入しようという趣旨ではございません。

裁判所による解散命令の制度がある各法人法を一べつしてみますと、例えば、宗教法人と同じく、団体の自主性を尊重すべき要請があろう弁護士法においても、会社法上の裁判所による解散命令の規定に加えて、財産の保全命令に係る規定が準用されております。つまり、本法案は、どの法人にも共通してあってしかるべきと思われる制度を宗教法人にも導入することとしたものでございます。

その上で、本法案では、御指摘のような担保の求めなどこそないにしても、法律の目的が被害者の救済という 世俗的なものであることを明示するとともに、会社法にはない対象法人の限定や財産保全処分の要件の絞り込み を明記し、さらには二年間の時限立法とするなど、信教の自由にも配慮した法制度設計としたことでございます。

なお、それでも御懸念があるならば、こちらが提出した法案の修正も含め、柔軟に対応したいと考えております。互いに被害の救済に資するためという思いは共通するものと思っております。

○長妻議員 今の答弁のとおりなんですけれども、ちょっと補足いたしますと、会社法と今比べていただいているんですね。会社法を準用はしているものの、もちろん、法律の構成は全く違うんですね。

会社法は、解散命令請求が出て解散命令が出るまでの間、基本的には、裁判所が判断すれば財産保全ができる ということになっているんですが、我々、その間に、二つの要件を更にかませているんですね。

つまり、宗教法人に対して解散命令請求が出たと。出たからすぐに財産保全命令請求を出すということではなくて、その当該の団体において、二つの要件、一つは、その宗教法人等が、不当な寄附の勧誘等によって生じた損害の賠償に係る訴訟、そして示談の交渉及び国の行政機関等に対する相談に係る状況等の事情を吟味するわけですね。吟味するわけです。そして、相当多数の個人において多額の損害が生じていると見込まれるということを裁判所が判断するということになるわけですね。そしてもう一つは、散逸ですね。当該財産の隠蔽又は散逸のおそれがあると。

こういうようなことをきちっと判断をして、そして、それでまるっと包括的に財産が押さえられるわけではなくて、よく御存じだと思いますが、まずは地方裁判所に財産保全の申立てをして、その後に、今度は、争いがあれば高裁になって、次は最高裁になるというようなことになって、最高裁が判断するわけですよ、最終的には。

そして、管理人がその財産の処分を任されるわけですが、管理人の判断で全ての財産を処分するとかそういうことではなくて、裁判所の指導を受けた管理人が適切に処分する、こういうことになっているわけですから。 何しろ、解散命令請求を受けた宗教法人を対象にして厳格に制限をつけているということを申し上げます。

○國重委員 ちょっと、質問に答えていただきたいんです。(発言する者あり)答えていない。

私は、今聞いたのは、ちゃんと議事録を後で見ていただいたら分かりますけれども、要は、合憲性が争われたらかえって時間がかかるんじゃないですかと聞いているものを、長々と前段のところで話されるわけですよ。

私は、この二十分という限られた時間だから、構成をして、ここのところを一まとまりにしたわけですよ。それにもかかわらず、前段をだらだらだらだら言われると、時間稼ぎ以外の何物でもないということになりますし。

今、長妻議員が言われたことを一言だけちょっと申し上げますと、私、憲法論議をここで長々するつもりはなかったわけです、時間の関係で。

ただ、裁判所が判断するからいいんだ、違憲じゃないんだというのはちょっと違うと思うんです。法令違憲と 適用違憲は違います。要は、例えば、一見過度に広範な規制で、これが法令違憲に当たるような場合に、いや、裁 判所が合憲限定解釈をするからそれでいいんだというのは、立法府としての責務の放棄だと思います。これは無 責任だと思います。

その上で、ちょっと端的に質問にだけ答えてください。時間がかかるかどうか。

〇山井議員 合憲性が争われれば速やかに保全処分を命じることができず、結局時間がかかるのではないかということですが、新しい法制度を導入する以上は、与党案も合憲性が争われる可能性が私たちはあると考えております。

その上で、与党案についてはともかくとして、野党案については、信教の自由にも十分に配慮し、十分に合憲的

なものとして制度設計したものであり、合憲性が争点となって機能しないとか、時間がかかるという結果に終わってしまうということは考えておりません。

私たちは、この一年二か月の間、三十数人、ヒアリングや会議は七十回、延べ百人の被害者の方々、今日も弁護団の方、被害者の方が来られていますが、延べ百人の方々の声を聞きながら、個別の財産保全の裁判はできないという強い、そして切なる思いで財産保全の法整備をしてほしいという声を踏まえて、この法案を作らせていただきました。

○國重委員 被害者救済のためにいい法律を作っていこうというのは共通だと思うんです。私も真剣であるから、この限られた時間の中でできるだけ問いに対して真正面から答えていただきたい。しっかりとそこで議論をしていくことが大事だと思っていますので、しっかりと質問内容を聞いていただきたいと思います。

時間の関係で一問飛ばします。

立憲、維新案について、財産保全の要件を緩やかに解釈することになりますと、対象宗教法人の宗教活動や、その信者の信仰の自由といった憲法上の権利への過大な制約になり得ます。としますと、立証が難しい場合には、 裁判所は保全処分について積極的な判断がしづらいんじゃないかと考えますが、この点、どうでしょうか。

○吉田(統)議員 國重委員に端的にお答えするようにいたします。

前提として、制度そのものの合憲性については、野党案では信教の自由にも十分に配慮し、十分に合憲なものにして制度設計をしております。その合憲性を宗教法人側で争うことがあるとしても、それが保全処分を行うに当たっての大きな争点になるとは考えておりません。

そもそも、保全処分は、会社法上の規定は旧商法の時代から存在するものであり、適用事例の蓄積は少ないとしても、本邦の法体系の中に全くなかった新規の法制度のものではないということを申し上げた上で、仮に被害の立証ができない場合にも無理に財産保全をしようとするならば、先生御指摘のように憲法上の問題になるおそれもあるのかもしれませんが、実際に保全処分が命じられるか、具体的な保全処分がどのような内容になるかは、個別具体的な事案ごとに、裁判所において、各宗教法人の財産状況等に応じて適宜必要な保全処分がなされるものと想定しているところであり、御心配には及ばないと思います。

それでもなお先生御懸念があるのであれば、こちらが提出した法案の修正も含め、柔軟に対応したいと考えておりますので、お互いに、先生の思いと一緒だと思いますが、被害の救済に資するためという思いは共通していると思っております。

以上です。

○國重委員 じゃ、済みません、最後の質問をさせていただきます。

立憲、維新案は、裁判所が必要な財産保全処分の内容を考えて命じることができると定めておりますけれども、 どのような場合に、何が必要な財産保全処分として可能なのか、明文上規定されておりません。しかも、被害者救 済の迅速性が求められるから二年間の時限立法を作って対応しようとされている割には、その運用に関する提案 者の答弁も曖昧に私には聞こえます。

また、管理命令が命じられた場合の管理人について、管理処分権が専属する規定、調査権限に関する規定がありません。管理人の権限や裁判所の命令に従わずに、対象法人が無断で財産を処分した場合の効力に関する規定もありません。さらに、立憲、維新案が参考にした会社法上の財産保全処分については、実例が一件も今把握されていないわけですね。

これで包括的な財産保全処分が可能になるから実効的な救済につながる、迅速に保全ができるようになる、そう言われても、何の明文もない、基準もない、実例もない、実務で確立したルーティンもない、こういった中で裁判所や管理人はどう対応したらいいのか判然とせず、判断に困ってしまうことは明らかではないか、裁判所や管理人に何か丸投げのような印象も受けます。

結局のところ、立憲、維新案は、迅速かつ円滑な被害者救済につながらないようにも思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

- ○武部委員長 山井和則君、申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。
- ○山井議員 お答えいたします。

会社法上の保全処分のような制度よりも個々の被害者が別々に財産保全のために手続を行うのに委ねる方が適切な被害救済につながるとの認識の下での御質問と受け止めます。

しかし、繰り返し申し上げますが、被害者の方々は、身ぐるみ剥がれて、家庭も崩壊し、メンタルもぼろぼろ、 自殺未遂をされた方もおられます。そういう崩壊状態ですから、そのような方々に、幾ら支援をするといっても、 個別に財産保全をしろといっても、これはほぼ不可能なんです。このことは私たちも、一年二か月、先ほども言い ましたように、三十数人、約百人の人の声を聞いてまいりました。

つきましては、会社法上の保全処分についての御指摘の点は、こちらも承知はしております。しかし、提案者としては、現に多くの被害を生んだ宗教法人に対して解散命令請求がなされる場合の財産保全としては、個人による財産保全に委ねるよりも、個人による財産保全は残念ながらほぼ不可能だ、無理だと被害者の方々は声をそろえておっしゃっておられます。

ですから、個人による財産保全に委ねるよりも公益維持の目的による財産保全の処分という手法の方がより効率的で、結果的に被害者の救済につながると考え、本法案のような提案をしたところであります。

しかし、私も、申し上げますが……

- ○武部委員長 簡潔にお願いします。
- ○山井議員 これは新法ですから、國重先生の御懸念も、私たちもそれは受け止めております。ついては、実効性が低いから要らないじゃなくて、実効性が向上するように、私たちの立憲案を修正させていただくこともできますから、是非、立憲案を採決で阻止して成立させないとかということはやめていただいて、我が党案も柔軟に修正しますので、我が党案も是非成立をさせていただければと思います。
- ○國重委員 済みません、一言だけ。短く終わります。

私は、最後に被害者に寄り添うことを、考えていたんですが、ちょっと答弁が、やり取りが非常に長々となりましたので、簡潔に最後に言わせてください。

被害者それぞれの債権を確定するのは難しいとおっしゃいます。ただ、解散命令が確定した場合、その後の清算手続において個々の被害者が弁済を受けるには、それぞれの請求権の存在及びその額を明らかにする必要があります。だからこそ、我々の案では、これまで使われてきた、実務が確立をしている民事手続を十分に機能させることによって、より確実な財産保全を図り、迅速かつ円滑な被害者救済につなげていこうとしています。

- ○武部委員長 時間が経過しております。
- ○國重委員 このことを申し上げて、私の質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○武部委員長 次に、長妻昭君。
- ○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

今、るる質問を聞いておりまして、違和感があるんですね。特に自民党の質問者、権利、権利、権利とおっしゃったわけで、私はてっきり旧統一教会の被害者の権利の話だと思ったら、旧統一教会の権利ばっかりおっしゃるじゃないですか。相当、今、私はそういう違和感を受けたわけですね。

いろいろな懸念があるというふうにおっしゃいましたけれども、我々も、いろいろな懸念を受け止めて、そしてこの二年間の時限立法を作ったわけです。懸念を相当受け止めて、いろいろな知恵を絞って、専門家にも話を聞いてこれを作った。なぜかというと、やはり被害者の方の本当の悲惨な実態をよく把握していただきたいと思うんですね。

過去、実はオウム真理教で大きな失敗があったわけですよ。教訓があるわけですね。これは弁連が作った資料でございますけれども、オウム真理教は、一九九五年の六月三十日、東京地裁に解散命令請求が出た。請求が出たらば、その夏に、オウム真理教名義の主な不動産十物件などが関連会社、信者名義に移転された、こういうことがあるわけです。その後に、一九九五年の十二月十九日に東京高裁が解散命令決定ということで、その間にこういうことがなされたわけですね。前例があるわけですよ。そして、今の時点でも、多くの被害者へお金が未払いになっている、今も。という弁連の資料があって、これは役所にも確認したらば、役所が持ってきた弁連の資料ということで説明をいただいたわけでございます。

そういう意味で、与党案にちょっと質問したいんですが、与党案は、不動産については、今までも、一か月前に、不動産を売る場合は、公告といって、その不動産の建物の前に看板を出せばというようなルールはあった、ところが、それじゃ周知できないということで、同じことなんですけれども、一か月前に、不動産を売る場合は、ただ看板を立てるだけではなくて、所轄庁に連絡して、そしたら所轄庁はそれをホームページに載せると。基本的には報告の中身は変わらないわけですよね。

例えば、そういうことをした後に、というか、そこの中にはどこに売ると書いてあるわけですから、第三者に売却するということの報告を受けた、あるいは信者名義にその不動産を変えますよという報告を受けたら、そのまま指をくわえて見ているだけなんですか。何らかの措置はできるんですか。

○山下議員 まず、長妻委員の日頃からの御見識には敬意を表する次第ですが、我々与党が統一教会の権利ばかりを考えているというのは大間違いでありまして、先ほど牧原質問者からもありました、宗教法人の九割が所属あるいは関係する日本宗教法人連盟が憲法上の懸念を言っているわけです。我々からすれば、立民案は、こうした宗教団体、これは憲法上の人権でございます、これに全く寄り添わずに前のめりになっているのではないかと。この間違いを我々は戦前やってしまったわけです。ですから、そうしたことを我々は踏まえてやっているのが一点でございます。

そして、二点目。財産保全につきまして、これは二通りあります。我が党は、財産保全については、確立した実務があり、そして日常的に使われている民事保全をしっかりと活性化させることによって個々の被害者の権利を充足しようとするものであります。

そして、その上で、御質問に答えますけれども、公告については、現在の宗教法人法二十三条は、公告の方法については宗教法人の裁量にある程度委ねられております。しかし、それでは、幅広い、全国に広がる被害者に周知が行かない。だからこそ、この解散命令請求の対象となった宗教法人が国に対してしっかりと通知をする。そして、その通知に基づいて、国はしっかりと幅広く全国的に公告をする。こうしたことで被害者が知ることになり、そして、法テラスの業務の拡充によって民事訴訟あるいは民事保全の準備も充実、促進されると思いますから、そうしたことで被害救済ができるだろう、実効性があるだろうと思っているところでございます。

○長妻委員 これは、ただ指をくわえて見ているだけじゃないですか。

だって、報告が来て、この不動産、相当な不動産があると言われていますよね、それを第三者に売りますよというのを、所轄庁に、売りますという報告を一か月前にする。それを見て、それはホームページに載せるとか周知するんでしょう。それで止められないじゃないですか。どうするの、それ。止めないで、逆に、アリバイというか、報告したから売ります、報告どおり売りますと。止められないわけですよね。

○山下議員 現行法上、民事保全で確実に保全ができる、そうしたことができる。我々はその方法を取っている わけです。

長妻委員は提案者でもありますから、あえて聞きたいんですが、裁判所が必要な措置を取るということが…… (発言する者あり)では、ちょっと答弁を変えますが、実は、この立民案では、具体的にどのような保全の措置を 取るかが全く規定されていないんです。そして、準用した会社法においては、どういう保全措置を取るか、あるい はその保全に反した場合の効果、全く記載されていないんです。ですから、その意味では、より確実な民事保全、 これを取るべきだと私は考えております。(発言する者あり)

○武部委員長 質問に答えてください。

○長妻委員 苦しいですね。いや、だから、これは皆さん、自民党の皆さんも分かると思うんですよ。一か月前に、不動産を売る前に報告しなきゃいけない。じゃ、この不動産を第三者に売りますよ、こういう報告があった。何にもできないじゃないですか。

かつ、もう一つ。財産目録というのを報告する、これは預金も含めて、これが今まで一年に一回だったんですよ。それを三か月に一回にする、頻度を高くして、閲覧も所轄庁などでできるように、閲覧が容易にできるようにすると。これも少しよく、何度も提出するということなんですが、これにしても、じゃ、その預金が、三か月ごとに報告したときに減っていた、激減していた。これは止められないわけですよ。つまり、アリバイになっちゃうんですよ。不動産を第三者に一か月後に売りますよ、ああ、そうですかと。

民事保全というのは、個別の債権債務が確定して、それでこの不動産とか押さえられないですよ。全体の、まるっとした統一教会の資産の中から例えば一億円なり、一億円を押さえるわけですから、この不動産を押さえてください、こういうことは、民事保全、弁護士だからよく分かっておられる、できないわけです。

それで、さっきいろいろ、信教の自由を侵しているみたいなことをおっしゃいましたけれども、これは相当我々、 衆議院法制局も予算委員会で答弁しました。そういうことはないという答弁がありました。詳細には議事録を見 ていただければと思うんですが。そして、宗教法人全体を弾圧する戦前みたいな話、極端ですね。これは、解散命 令請求が出ている宗教法人なんですよ。そこで、かつ、二つの厳重な要件をかませているわけですよ、会社法とは 違って。

これは、皆さん、真面目にやっている宗教法人は全く対象じゃないですよ。解散命令請求が出た宗教法人。それ なのに何でそんな極端な物言いをするんですか、戦前に戻るみたいな。おかしな話だと思います。

そして、次の質問に行きますけれども、これは私はちょっと疑うんですね。いい議論ができて、いい法案が作れればいいと思うんですが、自民党の三人の法案提出者にお伺いしますが、三点、端的にお答えください。

これは私はびっくりしたんですが、旧統一教会から自民党の方々にファクスが来ているようなんですね。ここにはこういうことが書いてあるんです。財産の保全に関する特別措置法等の立法措置が取り上げられていますが、立法措置等がなされないようお願い申し上げますと。これはうちの法案の名前ですよ。そして、違憲、違法な立法措置がなされないようお願いしますと。そして、本件法案は違憲であり、同法案を国会に提出することは厳に控えていただきますようと。

こういうようなことが来ているので、三点お伺いします。まず、このファクスが三人の皆さんのところに来ているのか来ていないのか、それでどういう対応をしたのか。二番目は、旧統一教会と接点が、関係団体でもいいんですが、あったかなかったか。三番目は、それをもって旧統一教会の影響を今受けているか受けていないか。その三点だけ端的にお答えください。

○柴山議員 お答えの前に、ちょっと誤解があると思うんですけれども、長妻委員が先ほど、要は、公告をし、不動産の取引が通知がなされたからといって、それは止められないじゃないかという御指摘があったんですが、まさしく、当該対象となる不動産が当該宗教法人の所有から脱する危険があるということが明らかになった時点で、その不動産に対して民事保全とか差押えができるようになりますから、そのためのきちんとした通知を出そうということを我々は言っているわけでして、そこで、つまり、公告することそのものが最終目標になるというわけではないということは是非明確にさせていただきたいと思います。

その上で、今の御質問ですけれども、統一教会から一連の御紹介のようなファクスが全衆議院議員宛てに送られてきたということは、一か月ほど前に私の事務所にも送られてきたということを秘書から聞いております。ただし、これは、提出者を対象にしたものというよりは、衆議院議員宛てにファクスが来たということを秘書から聞いておりますけれども、それについて、何か大量のファクスが来たけれども中身がどんなものかは分かりませんということで、私も全くその内容については吟味もしておりませんし、ましてや、それが今回の私どもの作業の参考になったという事実は一切ございません。

旧統一教会との関係につきましては、これは、私もマスコミあるいは党の調査でも答弁をさせていただいておりますけれども、私が地元の旧統一教会との関係団体の集会に十分精査をすることなく出席をしたことは過去に二回ほどありました。ただ、これについては真摯に反省をし、今後そのような関わりを持たないということは、党に対しても、またメディアの取材に対してもお答えをしております。

以上です。(長妻委員「三番目は。影響」と呼ぶ)

影響は一切受けておりません。

○山下議員 私、今朝確認しましたけれども、私の事務所で、そういうファクスが来たということは確認されておりません。

接点については、これは真摯に党に報告しているところでありますが、例えば、西日本豪雨災害の被災者が多く集まるので来てほしいと言われて行って、それで挨拶もせずに紹介だけされて帰ったこと、あるいは、ピースロード、これはたしか毎日新聞も取り上げておられたと思うんですけれども、自転車でいろいろやるという会に

行ったということは、これは後で分かったんですが、あると思います。

私も、これに対して何らかの状況を与えたことがあるとすれば、大変じくじたる思いでございます。そのじく じたる思いは、旧民主党の皆様もお持ちだと思っていて、民主党政権当時、私は法務省におりましたが、その当 時、世界日報に、民主党の幹部の方が多くインタビューに応じておられました。加えて、解散命令あるいは調査申 立ての最大のチャンスであった刑事事件、新世事件は二〇〇九年十一月でございます。そのときは長妻先生は大 臣でおられたと思いますが、そのときに解散命令請求もせず、調査もせず、そうしたことをしていた。

しかし、今我々が考えなければならないのは……

- ○武部委員長 答弁は簡潔にお願いします。
- 〇山下議員 過去をあげつらうのではなくて、長妻先生と同じように、どうやれば実効的な救済ができるのかということでございます。そうしたことをしっかりと与野党を通じてやるべきだということが私の考えでございます。(長妻委員「三番目は。影響は」と呼ぶ)

全くございません。

- ○武部委員長 小倉將信君、答弁は簡潔にお願いします。
- ○小倉議員 まず一点目でございますけれども、いろいろな方から大量に来るファクスの中で一つあったという ことでありますけれども、私は中身を読んでおりませんので、三点目の質問につながりますけれども、私も全く 影響を受けておりません。

接点でございますが、昨年の大臣就任記者会見のときにも申し上げたとおりでありますけれども、私に関して申し上げれば、知り得る限り、当該団体との関係はないということを明確に申し上げております。

以上です。

- ○長妻委員 もうこれで質問は終わりますけれども、小倉さんは、これは全くないですか、接点。報道等でもないんですかね。もう一回、ちょっとお答えください。
- ○小倉議員 報道を全て確認したわけではないので、私がどのように報じられているかというのはつまびらかに この場では申し上げられませんけれども、知り得る限り、当該団体との接点はないということは明確に申し上げ ております。
- ○長妻委員 これで終わりますけれども、さっき柴山さんからお話があった、民事保全で、売ろうとしている不動産は止められるという話なんですが、例えば百億の旧統一教会の資産があった、五億円不動産だ、百五億を民事保全で押さえようとしていたときに、その五億円の不動産がなくなると押さえられないから、それは止められますよ。ただ、多くの資産があって、一億円を民事保全で止めたときに、その不動産が多くの資産がある中の一部で、別に不動産を止めるということはできないわけです、どの金で払ってもいいわけですから。

ですから、誤解を与えるような答弁は控えていただきたいということで、終わります。ありがとうございました。

- ○武部委員長 次に、吉田はるみ君。
- ○吉田(は)委員 衆議院議員の吉田はるみです。

ちょっと、今までのやり取りを聞いていて、長妻議員じゃないですけれども、違和感を感じます。

というのは、与党案を審議されているときに、民事訴訟の話ばかりで、結局、被害者は、訴訟にならないと被害者と思っていらっしゃらないんでしょうか。これはおかしいですよ。解散命令請求が出ている宗教法人に対する法案を審議しているところです。文化庁がその宗教法人を認定し、その文化庁が解散命令請求を出している、大変重大な局面にあることに際しての法案だと私は思いますので、その点、冒頭、申し上げておきたいと思います。

では、早速ですが、立憲民主党そして維新案に対してお伺いいたします。

再三、信教の自由、これは憲法二十条、ここに配慮した形で当然ながら立法していなければいけないわけですが、憲法上どのように留意して立法されましたでしょうか。

○西村(智)議員 吉田委員にお答えいたします。

憲法の保障する信教の自由については最大限尊重すべきであるということは、当然承知いたしております。他 方で、旧統一教会のように、公益侵害その他著しく問題があり解散命令請求を受けた宗教法人については、相当 多数の被害者がおり、被害に遭われた方々が損害賠償を請求したときに、その賠償資金が既になくなっているという事態は防がなければなりません。

本法案では、このような目的のために必要な極めて限定された場面だけに適用されるよう要件を絞り込んでおります。具体的には、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的、宗教的側面に関わる意図によるものではないこと、対象法人の限定や財産保全処分の要件の絞り込みなどがなされていること、包括的財産保全の必要性とその範囲、すなわち、広く包括的に保全するのか、特定の財産に限るのかといった、法令の適用の場面における合憲性を担保するため、裁判所自身が法と証拠に基づいて判断することとしていること、近年の宗教法人をめぐる社会状況に鑑みた措置として二年間の時限立法としていること等としているところでありまして、信教の自由に抵触するものではないと考えています。

○吉田(は)委員 ありがとうございます。

予算委員会の中でも法制局長が明確に答弁されていらっしゃったと思うんですけれども、精神的なところは一切侵さないというところ、大変重要だと思います。信教の自由はしっかり守った形での立法という形で理解させていただきました。ありがとうございます。

続いてお伺いします。財産保全の必要性に関してです。

今ありましたように、与党案だと、民事訴訟にならないと被害者と認定していない。これでは、今まで本当にいろいろな方が声を上げてきている中、救われないと思うんですけれども、財産保全の必要性、もう少し詳しく教えてください。

〇山井議員 旧統一教会に限らず、宗教法人法に基づく解散命令の請求等がされた宗教法人は、類型的に、解散命令が出るまでの間に財産が隠匿され、また散逸するおそれがあります。

旧統一教会は、数百億円にも及ぶ海外への送金を毎年のように行ってきたという報道もあるところであり、また、関係弁護士団体によりますと、これまで数十年にわたり、約千五百五十人の被害者と約二百四億円もの賠償金、解決金が生じたとされております。また、最近では、教団本部がある韓国へ信者が現金を持参しているという報道も見受けられます。

このような状況等を踏まえ、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをすることにより、当該宗教法人による不当な寄附の勧誘を受けた者に係る被害の回復に資するよう、公益維持の目的の観点から、財産の保全の処分の規定を整備することとしたものであります。

先ほど長妻委員からも違和感があると言いましたが、私もちょっと、与党の話を聞いていて、結論からすると、 私たちは、先ほども言いましたように、三十数人の被害者から一年二か月にわたって話を聞いてこの法案を立ち 上げましたけれども、与党案というのは、何回ぐらい、何人の被害者の方々に話を聞いてこれを作られたのか。

もっと言えば、この内容を見せて、野党案より与党案の方が被害者は救済されるということを被害者の方々、 主人公は被害者の方々ですからね、確認をされて出されているのか、そこがちょっと弱いような気がするので、 与党案もいい面は私はあると思いますので、是非、野党案も、これは被害者の願いでありますから、通していただ きたいというふうに感じております。

- ○武部委員長 吉田はるみ君、申合せの時間が来ておりますので、御協力をお願いします。
- ○吉田(は)委員 じゃ、一言。やはりこの法案、与野党を超えて議論をし、今、立憲民主党案、是非、与党の方々も協力いただきながら、いい法案を作っていただきたいということを申し上げたいと思います。

もう時間が来て、もう駄目ですか。

- ○武部委員長 質問を終了してください。
- ○吉田(は)委員 申し訳ございません。 どうもありがとうございました。
- ○武部委員長 次に、本村伸子君。
- ○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

統一協会による被害に遭った方々を救済するための財産保全に関わる法律案について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、国民民主党の提案者である西岡提案者がほかの委員会での御質問があるそうですので、最初に伺いたいと思います。

この被害者救済のための法案、二法案出ておりますけれども、やはり真摯に与野党修正協議を行うべきだというふうに考えますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。まず西岡さんからお願いしたいと思います。

○西岡議員 本村委員の質問にお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、被害者の救済という目的は与野党問わず共有されているものと認識をいたしております。 その上で、提案者といたしましては、立憲、維新案には合憲性や実効性の観点から懸念があると認識をしておりまして、実効性のある三党共同提出の本案につきましても真摯に是非御検討いただきたいと考えております。

本日審議入りしたところでございますけれども、委員会での議論を通じて理解を深め、被害者の皆様の確実な 救済を図っていきたいというふうに考えております。

- ○本村委員 それは、修正協議に応じないということなんですか、西岡さん。
- ○西岡議員 今御答弁させていただいたとおり、本日審議入りをいたしましたので、この委員会を通じて真摯な議論をしながら、被害者の救済につながる、このことにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。
- ○本村委員 御退席いただいて構いませんので。

自民党、公明党、国民民主党の法案について、統一協会の被害者救済のための財産保全が入っていない。全国霊 感商法対策弁護士連絡会の皆様方からも、被害の実態や救済の困難さを十分理解していないという指摘がござい ます。

改めて、法案について被害当事者の方々やあるいは全国霊感商法対策弁護士連絡会の皆様から意見を聞き取る 必要があるのではないかというふうに思いますけれども、自民党の提案者、お願いしたいと思います。

○山下議員 本村委員にお答えいたします。

与党のPTのヒアリング過程で、被害当事者から、また全国統一教会被害対策弁護団から、それぞれ二時間以上にわたり聴取させていただいたところ、被害者がワンストップ型で相談できる体制が十分でない、あるいは民事訴訟、保全における費用負担が被害者にとって大きい、そして権利を疎明、証明するための証拠が乏しい、あるいは時効又は除斥期間が成立していることもあることなどが確認できました。

こうしたヒアリングの結果に応え、司法的救済と、それと、司法的救済によっても救えない方々がおられるということが明らかになりました。

そして、司法的救済においては、牧原秀樹委員がお配りになった与党案と野党案の比較のように、与党案では、 先ほど民事訴訟にならないと駄目なんじゃないかと吉田委員からの誤解がありましたけれども、違います。与党 案では、法律相談の場面からしっかりとサポートする、そうして被害の掘り起こしをさせていただきたいという ことでございます。そしてまた、全般にわたってやる。この手続が実は野党案にはない。

そして、被害者の声をしっかり聞くということにおいては……(本村委員「委員長、整理してください」と呼ぶ)

- ○武部委員長 答弁は簡潔にお願いします。
- ○山下議員 PTで聞かせていただきましたし、また、今後、我々の提言の中で、司令塔機能を持つ内閣官房に被害者対策関係連絡協議会をつくるということで、しっかりと聞いていただくということで、両輪でしっかりと被害対策をしていきたいというふうに考えております。
- ○本村委員 被害当事者の方々や全国霊感商法対策弁護士連絡会の皆さんは、長年、この問題で苦しみ続けているわけです。その声をこの立法に反映させるために、声を聞くべきじゃないですかということを申し上げているんです。
- 〇小倉議員 私ども、先ほど申し上げたように、被害対策弁護団、そして被害者などからも、それぞれ二時間以上 にわたりましてヒアリングを行いました。

被害者弁護団からも、立担保手続が非常に困難である、こういう声をいただきましたので、まさに、担保に関す

る援助も含めた特例措置を今回議員立法に盛り込んだわけでございますし、先ほど山下提案者からもありましたように、司法的な救済だけでは解決できない問題も被害者からはたくさんお聞きをいたしました。したがいまして、私どものPTにおきましては、社会的、福祉的、精神的な支援を拡充をする、こういったことも併せて政府に対して求めているわけでございます。

したがいまして、まずは、この議員立法に関しまして、ここで御審議をいただいて、そしてしっかり各党に御理解をいただくよう努力することがまずは先決なのではないかというふうに考えております。

〇本村委員 まず、被害当事者の方々や、被害者の方々を支援をしてきた弁護士の方から御意見を聞くのが先決だと思いますけれども、自民党の皆さん。

○山下議員 被害者の皆様に関しましては、例えば、去年の悪質、不当寄附の場面でもいろいろ被害者から承ってまいりました。そして、今回も改めて、例えば、来れないという方に対してはオンラインでもお話を伺って、様々伺った。そして、被害弁護団は二時間と申し上げましたけれども、実は非公式に、私も弁護士でありますから、様々な形で聞いているということがございます。非公式ですからカウントしませんでしたけれども、実態は、そうした弁護団のことを聞いている。その上で、やはり、民事訴訟の、あるいは民事の相談すらできない、こうした方々を助けるべきではないか。それを全く担保しない野党案にはなかなか賛成できない部分があります。

野党案は、包括保全のみ見て、その民事的な手続、相談についての救済については全く法律上考えておられない、この点は非常に残念だと思いますので、今後、どのように救済されるのかということも併せて検討してみたいと思います。

○本村委員 今日は、資料の方に、弁護士連絡会の皆さんの「与党PTによる提言及び法案概要について」という 声明を出させていただいております。その三ページ目を御覧いただきたいんですけれども、法テラスによる民事 法律扶助業務、そして民事保全手続のことが書かれております。

そこには、統一協会を相手とする民事訴訟は、過去の例を見ても最低五年はかかり、数千ページから時には数万ページに及ぶような膨大な量の書面、証拠提出が必要になり、被害者の負担は極めて大きい、被害者に早期に民事訴訟又は民事保全手続を講じることを求めることは余りに酷であり、極めて困難と書かれています。また、民事保全手続の限界というところには、被害者に過大な負担を強いるものであって妥当ではないと書かれています。継続的、組織的不法行為によって多数の被害者が発生している以上、個別の民事保全手続ではなく、包括的な財産保全ができる制度が必要不可欠であるというふうに書かれております。

長年被害者救済のために取り組んできた弁護士の皆さんのこういう声を真摯に受け止めるべきじゃないですか、 自民党の方。

○山下議員 私も弁護士でありますので、お答え申し上げます。

確かに、民事訴訟一般で訴訟が非常にかかるということでありますが、だからこそ、法テラスによって、相談段階、そして訴訟、あるいは保全、執行まで包括的に御支援申し上げよう、これをしっかり強化すべきだということであります。

数千ページから時に数万ページに及ぶというところでございますが、これが一般的なものではなくて、例えば、 民事保全は疎明で足りるわけですから、その疎明のために、個々の被害者が、自らの権利の疎明、そして保全の必 要性の疎明をすればいいわけですから、この数万ページに及ぶという部分についてはいかがなのかという部分が ございます。いずれにせよ、法テラスによる支援をさせていただく。

そして、数年から数十年かかることさえあるということですが、実は、この野党の包括保全をやった後、仮に、私は、この保全はなかなか裁判実務上難しいと考えています、私も実務家ですから。ただ、万一この包括保全ができたとして、個々の被害者にどのように被害額が渡されるのかということを考えた場合に、個々の被害者の被害額と、それと権利が確定されていなければ駄目なわけです。だからこそ、我々は、その権利の確定を早期にやらなければならない。時効や除斥期間もございます。だからこそ、我々は法テラスの支援を法律相談の段階からしっかりやるということを言っているわけでございます。それが野党案にないのは大変残念でございます。

○本村委員 それが被害者に過大な負担を強いるものなんだ、酷過ぎるんだというふうに書かれているわけです。 私も、いま一度確認をさせていただきたいんですけれども、自民党の提案者の方。 今日は、本当は法務大臣政務官も答弁をしていただきたかったんですけれども、理事会でお認めいただけませんでした。今日ここに出席しているのに答弁していただけないというのは抗議をしたいというふうに思います。

統一協会や統一協会関係団体とはいつからどのような関係を持ってきたのかということを伺いたいというふうに思います。そして、統一協会や統一協会団体の行事に参加、挨拶、電報などをしたかどうか、代理出席させたかどうか、写真の掲示などを認めたかどうか、このことを述べていただきたいと思います。そして、統一協会や統一協会関係の信者などから選挙の応援を受けたことがあれば、全て述べていただきたいと思います。

自民党の提案者の柴山議員、そして山下議員、小倉議員、お願いしたいと思います。

○柴山議員 先ほど長妻議員にも答弁をさせていただいたとおり、私に関して言えば、過去二回ほど、地元集会での、地元の関係団体からの挨拶依頼があったものですから、旧統一教会との関係の検証を十分行わないまま出席をした事実はございます。

しかし、そのほかの、祝電とかメッセージとか講演とか会費等の支出ですとか、寄附やパーティー券の購入を 依頼したりとか選挙で応援依頼したりとか、その他の関係は一切ありませんですし、この問題が報じられて以降 は、党の方針に従って関係は持っておらず、今後についてもその決意は変わることはありません。

チェック体制が不十分であったことも含めて率直に反省しておりますし、その思いも込めて、今回、被害者救済法案の提出者とならせていただいた次第でありまして、先ほど委員が御指摘になったような、あたかも、これについて私どもが何か手心を加えているような、そういう物言いは是非やめていただきたいというふうに考えております。

○山下議員 先ほど私が長妻委員の質問に答えたとおりであります。そして、もとより、旧統一教会に対して、私自身が教団による組織的な選挙応援を依頼したことはないのであります。

また、そうした、何らかの形で信者に対して影響を与えたとすれば、これはじくじたる思いである。これは、先ほど申し上げたように、民主党の議員の方も同じなんですね。本村委員は公平な方ですから、民主党の委員には聞かずに、自民党の委員だけに聞かれるということについて、例えばこれを是非……(本村委員「不十分な案を出しているからですよ」と呼ぶ)いやいや、そこの点については、我々は、こうした、立法府同士でやる、我々は立法府の政治家でございます。我々がやるべきは、お互いに立法、法律案を出して、そして被害者の救済をするための案を考えるということでございますので……

- ○武部委員長 答弁は端的にお願いします。
- ○山下議員 その点に御考慮いただきたいと思います。
- ○小倉議員 先ほどの繰り返しになりますけれども、知り得る限り、当該団体との接点はないということを明確 に申し上げております。
- ○本村委員 山下議員にお伺いしたいんですけれども、鈴木エイトさんの「自民党の統一教会汚染 追跡三千日」によれば、二○一八年六月に全国弁連は議員会館で緊急院内集会を開き、政治家の皆さん、家庭連合、旧統一協会から支援を受けないでください、そして、政治家が同教団の式典へ来賓参加し、祝電を送る行為は、教団にお墨つきを与え、反社会的な活動を容易にするものであり、その連携がどのような社会的弊害をもたらすか考えるべきというふうな声明が全ての国会議員に配られて、届けられているんですけれども、その後に山下議員は、二○一八年七月二十二日、二○一八孝情文化ピースフェスティバル・イン岡山に参加をしております。

これは自民党の調査には載っていないんですけれども、どういうことでしょうか。

〇山下議員 それは、恐らく、出席はしたけれども、先ほど長妻委員にも申し上げたとおり、挨拶をせずに退席したからだと思います。

そして、なぜその会合に出たかというと、それは、本村委員も御承知のとおり、平成三年の西日本豪雨災害の関係だったんです。西日本豪雨災害の被災者が多く集まるから来てくれということで、当時、岡山では大きな被害がありました、なので、私は、西日本豪雨災害の被災者に役に立つことであればというふうに考えて伺ったわけでありますけれども、結局、挨拶もせずに退席したということでございます。

○本村委員 ということは、自民党の調査というのは、統一協会の主催、あるいは関係団体の主催の会合の出席 については全員書いていないということですね。 ○山下議員 それは全くの誤解ですね。私も、先ほど長妻委員に申し上げたとおり、党の報告に関しては真摯に、 党に対して報告をしておる、こういうふうに書いております。

○本村委員 全体発表があったときに山下議員の記載はないわけですから、そこは報告されなかったんだという ふうに思います。

多くの自民党議員が統一協会や統一協会関係者、関係団体と関係を持ち、そして、政治家が同教団の式典へ来 賓参加し、教団にお墨つきを与え、反社会的な活動を容易にする、社会的弊害をもたらすという問題に実際にな ってきたわけです。こういうことを本当に反省するのであれば、この法案については与野党で真摯に、やはり財 産保全をする責任が自民党にはあるというふうに思うんですね。真摯に修正協議に応えていくべきじゃないです か、与野党で。

○山下議員 お答え申し上げます。

まず、財産保全については二通りあるということを申しました。そして、実効的な財産保全というのは、これは 実例も実績もある民事保全だと我々は考えており、それを法律相談の段階から強化しようというふうに考えてお ります。

そして、野党案の包括保全、これは実際に適用された例は一例もありません。そして、会社法の解散命令請求と 宗教法人法の解散命令請求を比べてみれば分かりますが、実は、会社法の解散命令請求の方が要件が厳しく読め るんです。すなわち、会社法の解散命令請求は、利害関係人が請求したときには担保を立てさせることができる、 あるいは、法務大臣の書面による警告、そしてなお違法行為を反復累行することというのがあるんですが、立憲 民主党あるいは維新の案よりは、宗教法人法にはそういう解散命令請求の縛りがありませんので、実はより緩や かにそうした保全ができるというふうに考えられます。

そしてまた、保全の結果、個々の被害者にどういうふうに被害、損害をお届けするのかということについても、 裁判所に任せていれば何とかなるだろうというふうな形ではあるんですが、全く規定も効力に関する判断もない 中で、これはなかなか実効性がないのではないか、そのように我々は思っておるわけです。

○本村委員 済みません、時間がないので。

自民党、公明党、国民民主党案では被害を小さく見ているのではないかというふうな疑問がございます。統一協会や統一協会関係団体による被害総額というのをどのように見ているのか、これは自民党と立憲民主党の提案者それぞれにお伺いをしたいと思います。

○柴山議員 済みません、被害総額については小倉議員の方から答弁をいただくとして、先ほど法案修正協議についての御質問がありましたので、私の方から自民党としての立場についてお答えをいたします。

修正協議なんですけれども、本日審議入りしたばかりでもありますし、先ほど来、提案者としては、野党案には、憲法上の問題があるほか、その実効性にも疑念があるというふうに認識してはおりますけれども、是非、野党においても、我々の法案についても真摯に検討していただきたいですし、御指摘のように、被害者の救済という目的は与野党問わず共有をされているということは理解をしておりますので、もっと詳しく野党案についての御説明を伺う機会も設けたいと思っておりますし、お声がけをいただければ、我が方の法案の御説明をさせていただく、そういう機会は持つにやぶさかではございません。

○小倉議員 被害総額についてであります。

文化庁が解散命令請求を行うに当たりまして公表した数字によりますと、把握している限りで、旧統一教会に対する民事判決の認容金額と訴訟上の和解や訴訟外の示談における解決金等の総額は約二百四億円とされておりますが、これらはいずれも既に被害の回復がなされたものと承知をしております。

他方、現在、全国統一教会被害対策弁護団が行っている第一次から第五次までの集団交渉の対象者が求めている損害賠償請求額は約三十九億円となっていると承知をいたしております。

具体的にどれぐらいの額ということはお示しをできませんが、民事事件手続を利用することをためらい、訴訟 や集団交渉を断念しておられる方もいらっしゃるのではないかというふうにも考えております。

以上です。

○武部委員長 山井和則君、答弁は簡潔にお願いいたします。

○山井議員 はい。

今の答弁を聞いても、何か被害を小さく見ておられるんじゃないかと思うんですけれども、十一月十七日付の 弁連の声明でありますと、そこについては、文化庁宗務課の調査では二百四億円ですけれども、しかし、統一教会 は過去数十年にわたって組織的に不当な手段で献金を集めてきたわけでありまして、統一教会が集めた献金額は 年数百億円に上り、累計の金額は計り知れないわけですが、これらの事実からすれば、統一教会による潜在的被 害は、被害者本人の経済的被害だけでも優に一千億は下らないと推測されております。これが十一月十七日付の 弁連の声明文であります。

以上です。

○本村委員 適正な財産保全の法制が必要だということを強く求め、質問を終わらせていただきます。